

令和3年

桑折町農業委員会会議録

第7回総会

令和3年7月13日

桑折町農業委員会

桑折町農業委員会総会

1. 日 時 令和3年7月13日 午後2時47分

2. 場 所 桑折町役場 大会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 古川 清	2 蓬田 浩幸
3 氏家 浩	4 浅野 国英
5 朽木 泰男	6 高橋 貢
7 佐藤 親	8 小野 策七
9 佐藤 徳雄	10 浅尾 日出夫

農地利用最適化推進委員

桑折 井浦 成晴 上郡 岡崎 明

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員2名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 報告第5号 農地法第5号第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第6号 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出
について

議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農等地利用
集積計画の決定について

議案第19号 現況確認申請について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

係 長 松 原 義 行
主任主査 鈴 木 克 仁

7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から令和3年第7回総会を開会いたします。
本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立しております。
まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。
桑折町農業委員会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

それでは議事録署名委員を指名いたします。

7番 佐藤 親 委員

8番 小野 策七 委員 を指名いたします。

会 長

それでは、総会日程第2の報告第5号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第5号、農地法第5条 整理番号1を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。
市街化区域内の農地となります。内容確認のうえ添付書類も完備しており、事務局長専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第5号を終わります。

次に、報告第6号「農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による農地転用届出について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【報告第6号、農地法施行規則第29条第1項第1号による届 整理番号2を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。第2種農地となります。

内容確認のうえ添付書類も完備しており、場所は自宅と町道に挟まれた農地であり、周辺農地への影響はないことを確認しております。事務局専決により受理したため報告します。

会 長

ただいまの報告第6号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問発言なし)

会 長

特に発言がないようですので、以上で報告第6号を終わります。

次に、議案第16号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を提案いたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第16号、農地法第3条 整理番号3を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号3については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である 岡崎 明 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

岡崎委員

整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、現在、野菜を作付けしており適正に管理がされている農地であり、許可後も引き続き耕作する予定であります。

申請地は住居の隣接地であり、農作業に支障はありません。

今回、本件の権利取得により、将来にわたり継続して耕作するとしており、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第16号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第17号、農地法第5条 整理番号4を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

現場事務所設置期間が1月31日までの予定です。一時転用事業となります。

農作業に十分注意する計画であり、周辺農地に与える影響は申請地を転用しても、必要最小限に抑えられるものと思われま

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である 井浦 成晴 推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員 整理番号4について、現地を確認してきました。
申請地はこれまで桃を植えておりましたが、現在は桃を切り倒し畑の状態です。

今回、当該地を一時転用し、現場事務所敷地として利用するものです。
申請地は、平坦であり、現場事務所を設置する際は沈まないように設置、雨水は流出しない計画としており、転用後は天地返しを行う計画です。また、農作業に支障がないように設置するとしております。

今回申請のあった農地について、現場事務所に一時転用したとしても周辺の農地に与える影響は最小限であると思えます。

会 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第17号は、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたしますが、件数が多いことと、議事参与の制限の関係で、分けて審議することにご異議はありませんか。

(異議なし)

会 長 それでは先に、議事参与の制限の関係で、整理番号5から17、19から35について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第18号、農業経営基盤強化促進法 整理番号5から17、19から35（利用権設定）朗読後、説明】

 詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

 桑折町長から決定を求められた、整理番号5から17、19から35の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

 整理番号5から17、19から35について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号5から17、19から35は、原案のとおり決定いたしました。

 次に、整理番号18については、4番 浅野 国英 委員が賃借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第16条の規定による議事参与の制限により、整理番号18の審議開始から終了まで退席をお願いいたします。

(4番 浅野国英 委員 退席)

会 長

整理番号 18 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 18（利用権設定）
朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 18 の計画の内容は、農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま
す。

会 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決
いたします。

整理番号 18 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、整理番号 18 は原案のとおり決定いたしました。

(4 番 浅野国英 委員 入室し着席)

会 長

次に、整理番号 36 については、2 番 蓬田 浩幸 委員が賃借人と
なっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 16 条の規定による議
事参与の制限により、整理番号 36 の審議開始から終了まで退席をお願
いいたします。

(2 番 蓬田浩幸 委員 退席)

会 長 整理番号 36 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 36（利用権設定）
朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 36 の計画の内容は、農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えま
す。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決
いたします。

整理番号 36 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手
をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 36 は原案のとおり決定いたしました。

(2 番 蓬田浩幸 委員 入室し着席)

会 長 次に、整理番号 37 から 40 については、7 番 佐藤 親 委員が賃
借人となっていますので、桑折町農業委員会会議規則第 16 条の規定に
よる議事参与の制限により、整理番号 37 から 40 の審議開始から終了
まで退席をお願いいたします。

(7 番 佐藤 親 委員 退席)

会 長 整理番号 37 から 40 について、事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 18 号、農業経営基盤強化促進法 整理番号 37 から 40（利用権設定）朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号 37 から 40 の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

整理番号 37 から 40 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、整理番号 37 から 40 は原案のとおり決定いたしました。

(7 番 佐藤 親 委員 入室し着席)

会 長 次に、議案第 19 号「現況確認申請による非農地証明書交付の承認について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 【議案第 19 号、非農地証明交付可否 整理番号 41 を朗読後、説明】

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

申請地は、現況山林原野化しており、農地として活用することができない非農地と判断することが可能と考えます。

会 長 ただいまの説明に関連して、浅野 国英 委員から、代表して現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

浅野委員 整理番号41について、代表して報告します。

申請地は現在、山林原野化しており、農地として復元するためには、相当な資力と資材を入れる必要があり、効率的な耕作は難しいと思います。

また、耕作を目的として利用することは、形状からみても難しい農地となることが考えられます。

以上のことから、農地法に規定される農地とすることは難しく、また周辺の状況から、非農地とすることが可能と判断しました。

会 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第19号について、非農地と判断し証明書を交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第19号は、原案のとおり承認されました。以上を持ちまして、7月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

令和3年第7回総会を閉会いたします。

閉 会（午後 3 時 3 分）

上記会議の経過を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年7月13日

桑折町農業委員会会長

桑折町農業委員会議事録署名人

桑折町農業委員会議事録署名人